

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和5年8月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300032号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300077号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑦までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支払日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの別表の第1欄に掲げる賞与支払日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年7月8日
② 平成23年12月9日
③ 平成24年7月10日
④ 平成24年12月10日
⑤ 平成25年7月10日
⑥ 平成25年12月10日
⑦ 平成26年7月10日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑦までに支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。賞与が振り込まれていた預金口座の通帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与が振り込まれていた口座の預金通帳及び同僚から提出された賞与に関する給与支給明細書(以下「預金通帳等」という。)により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと推定できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑦までに係る標準賞与額については、預金通帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は既に亡くなっており、同社の取締役からも回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	賞与支払日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成23年7月8日	42万円	42万円	42万円
②	平成23年12月9日	42万円	41万1,000円	41万1,000円
③	平成24年7月10日	42万円	41万1,000円	41万1,000円
④	平成24年12月10日	43万円	41万2,000円	41万2,000円
⑤	平成25年7月10日	43万円	41万2,000円	41万2,000円
⑥	平成25年12月10日	43万円	40万4,000円	40万4,000円
⑦	平成26年7月10日	43万円	40万4,000円	40万4,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300035号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300078号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成23年7月8日は30万円、同年12月9日は29万4,000円に訂正することが必要である。

平成23年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成23年12月9日の標準賞与額を、30万円に訂正することが必要である。

平成23年12月9日に係る標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年7月8日
② 平成23年12月9日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。賞与が振り込まれていた預金口座の通帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者から提出された当該期間の賞与に関する給与支給明細書(以下「支給明細書」という。)及び預金通帳により、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 23 年 7 月 8 日は 30 万円、同年 12 月 9 日は 29 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は既に亡くなっており、同社の取締役からも回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、支給明細書により、請求者は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、支給明細書により確認できる賞与額から、30 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。